

総務事業常任委員会会議録

令和5年1月16日

忠岡町議会

忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和5年1月16日（月）午前10時41分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

総務事業常任委員会委員長	松井 匡仁
〃 副委員長	今奈良幸子
〃 委員	和田 善臣
〃 委員	北村 孝
〃 委員	二家本英生
〃 委員	河野 隆子

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	秘書人事課長	中定 昭博
住民部長	谷野 栄二	住民部次長兼生活環境課長	
			新城 正俊

1. 本議会の職員

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀
主 査	岩間早百合

委員長（松井匡仁議員）

おはようございます。それでは、定刻となりましたので、始めたいと思います。

委員皆様方には、ご多忙のところ、ご参集くださいますと誠にありがとうございます。

ただいまから総務事業常任委員会を開会いたします。

（「午前10時41分」開会）

委員長（松井匡仁議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

また、本日の出席委員は6名全員でございますので、委員会は成立いたしております。

委員長（松井匡仁議員）

会議録署名委員は、委員会条例第26条の規定によりまして、10番・今奈良幸子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

開会に先立ち、町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

どうもおはようございます。ばたばたとしながらの議会でございますけれども、地域エネルギーセンター等の運営事業に関する協定書の議決でございますけれども、しっかりと説明さしていきながら、ご賛同願えれば幸いかなと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

本日開催の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案1件の審議を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。

また、発言の際は、議員・理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前

をお呼びしてから発言をしていただきますようよろしくお願いいたします。

また、発言者はマイクのスイッチを押してから発言されますよう、お願い申し上げます。

また、本日は、別室のほうでたくさんの傍聴の方がいらっしゃいますので、マスクのスイッチ等は忘れず押していただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

案件1 令和5年第1回忠岡町議会臨時会付託案件についてを、議題といたします。

委員長（松井匡仁議員）

議案第1号（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを、担当課より説明を求めます。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

議案書の5ページをご覧ください。議案第1号、（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、ご説明させていただきます。別紙、先日本配りしました議案第1号、生活環境課資料も併せてご覧ください。

この条例制定は、（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結または協定を変更することについて、議会の議決すべき事件とするために、地方自治法第96条第2項の規定により、（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例を制定するものでございます。

今回、条例制定することによる影響として、議会の議決事件として定めることにより、公民連携による事業の実効性の向上を図るとともに、住民の視点に立った透明性の高い事業の推進に資することが期待されるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

説明は、以上のとおりです。

それでは、ご質疑をお受けいたします。ご質疑はございますでしょうか。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

今回、こうした議案が上がってきましたけども、まず、なぜこの議案案件ではない協定書が議案案件として上がってきた理由を教えてくださいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員、大変申し訳ございませんが、もう一度説明をしてあげてください。

委員（二家本英生議員）

協定書のほうが議案案件ではなく、別に議案案件にしなくてもいいことだったとは思いますが、今回何で議案案件にしてきたか、その目的を、理由を教えてくださいと思います。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

先ほどの説明にもありましたけども、（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結を議会の議決すべき事件として定めることにより、公民連携による事業の実効性の向上を図るとともに、住民の視点に立った透明性の高い事業の推進に資することが期待されるもので、議会の条例としたものでございます。

以上でございます。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

この資料にもあったとおり、公民連携事業による実効性の向上と住民視点に立った透明性の高い事業に資するというところで上げてきたということですね。

じゃあ、その公民連携による事業の実効性の向上を図るということなんですけども、これは実際は忠岡町のメリットということで理解していいんですよね。忠岡町がこの事業を進めていくに当たって、議会の議決があればこの事業を進めていきやすいということでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員、すみません。これですね、今回は条例の制定について、条例内容の審議になりますんですが、ちょっと今の質問は離れたところにあるのかなと考えますが。条例の内容、もしくは条例が何で制定されたかとか、そのような内容であればお受けしたいと思いますんですけども、また次回のこの条例が制定してから次のクリーンセンターの審議、次の総務委員会のところまで質問していただくような内容にまで踏み込んでいるのかな

と考えますが。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そうしましたら、この資料に書いていることは書いてることなんで、そのことは聞けないということですか。

委員長（松井匡仁議員）

いえいえ、そういう意味ではありませんが。

委員（二家本英生議員）

その事業の実効性の向上を図るとは書いてるんですけども、この実効性を図るといふことは一体どういうことなのか、教えていただきたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

本件、この議決に至ったところが、昨年9月議会におきまして、公民連携事業に係る説明をさせていただいたときに、議員皆様からのご提案もございました。また、そうしたところ、我々理事者側も、議会の議決に付することにより、より透明性であったりとか、また住民に開かれた協定内容にすることができるのではないかと。そうした目的から議決すべき事件に上げさせていただいたということでございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

先ほどの答弁の中で、議員皆さんのことと言うてたんですけども、私たちはそれは認めていなかったの、一部の議員ですよね、言われたのは。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

はい、「一部の」と訂正させていただきます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

一部でも、議会の承認というわけじゃないんですけど、議会で諮られて、今回の議案を上げてきたわけじゃなくて、今回のこの議案が上がってきたのが、その時点で議員全会一

致ということではないということは、これで分かりました。

先ほど、住民の視点に立った透明性の高い事業の推進ということをおっしゃられてたんですけども、これを議会の中だけで決めていいものなのか。住民の中には、やっぱり今の今回の計画ですけど、産業廃棄物の焼却施設を誘致していることを知らない方もたくさんいらっしゃいます。この計画を知らないまま、このまま議決していくのは、透明性の高い事業にはならないんじゃないですか。その点についてどうでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そもそも本件はですね、協定でございまして、地方自治法第96条第1項の議決すべき事件には載っていないということで、第2項のところでは提案させていただいたということになるんですけども、この議決を得て事業を進めていく。地方行政は二元代表制ということになってございまして、理事者側の提案、またはその提案に基づいて議会で議論をして、この団体としての意思を決めていくといった流れになってこようかと思えます。

それに加えて、確かにおっしゃるように住民の皆様には情報の提供が大切であるということで、これまで我々が進めてきた計画づくりであったりとか、いろいろなこの本件に係る情報提供といいますか、それはさせてきていただいた。また、9月と11月には住民説明会を行いまして、できる限りこの情報の周知に努めてきたということでございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

先ほど答弁の中にもありましたけど、情報の提供が大切であると。確かにそうです。で、実際そしたら忠岡町が9月議会でこの案件を出してきた後に、住民説明会は2回やっていますね。ふれあいホールと各地での住民説明会、しています。その内容について、質疑の回答についてはホームページでも上げてます。一体どれほどの人が、そのホームページの内容とかご覧になってるかって把握していますか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

その数については把握はしておりませんが、全体のふれあいホールで住民説明会をさせていただいた後、その説明内容に係る動画を情報コーナーで1か月間上映させていただきました。朝9時から夕方5時まで。また、その住民説明会においてお渡しをした資料も、その情報コーナーに配架させていただいて、自由に取っていただける、そうした対応をさせていただいたところでございます。

全ての住民に伝わってるかと言われたら、それは難しいかもしれませんが、我々のできる範囲で周知には努めさせていただいたというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

忠岡町がやってきたことというのは、役場に来て、役場だけでなくホームページにもその説明会の様子は、動画は流していたと思います。今も見ることはできます。じゃあ、ホームページを見る人が一体どれだけいてるかです。一番住民の中に情報が伝わるのが広報なんですよ。その広報で、ほんとに忠岡町が本気で考えてるのであれば、きっちり広報で住民に知らせないといけなかったんじゃないですか。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員、すみません、少しずつ協定書の内容から離れておりますので、また協定書の内容についての質問のほうに戻っていただきたいと思います。

答弁ありましたら、まず今のことについて。谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

広報につきましては、今回、もしご議決が頂けた後、この協定内容であったりとかというところを住民の皆様にお示ししていきたいというふうに考えております。そのお示ししていく方法につきましては、ちょっと今後協議して、内部で検討して、どのような形で提供していくのかということは考えてまいりたいと思っております。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

議決された後という言葉がありましたけど、議決された後ということは、もうそこから引き返せないということですよ。反対とかはできないんですよ。その事業が住民からもし反対があった場合に、公民連携協定方式を結びました。じゃあ、もうそれから事業は進んでいきますよね。事業が進んでいって、その後、住民がこれは駄目と言っても、基本的にはもうそのまま計画どおり行くということですよ。その点についてはどうですか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

議決を頂けた後は、協定に基づいて、この新しい新エネルギーセンターの推進に向けて、協力して進めていくということでございます。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

要は、議決が通ってしまえば、もうそのまま推進していくと。で、一番最初にも話ししてましたけど、9月から最初に資料の計画の発表があって、それから4か月間、住民にもあまりこの計画、知られていません。私たちがまちの中で話ししても、産業廃棄物の処理場ができるとは思ってもない方も結構おられます。だから、そういった中で、住民が全く分からない、ほとんど知らされてない中でこの計画を進めていくというのはいかがなものかなと思います。そこに全く住民の声というのは届いていないと思います。そういうことを議会だけで決めてもいいんでしょうか。

9月の特別委員会の中で、「事業の担保が取れるから議決案件にする」ということもおっしゃってました。そういったこともなってしまうと住民の意思というのが、合意というのがどこにもなくなってきたんです。そういった分については忠岡町はどう思っているんですか。

住民部（谷野栄二部長）

答弁してよろしいですか。

委員長（松井匡仁議員）

ありますか。

住民部（谷野栄二部長）

はい。すみません、多くはちょっとあれですけど、一番当初申し上げましたとおり、地方の行政は二元代表制ということでございますので、基本的には理事者側の提案、そして議会の皆様に審議していただいて、内容がよければ議決を頂くということが基本かと思うんです。それに加えて住民の皆様への情報提供はできる限り進めていくということで考えておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

だから、住民が今の段階でこの計画、そもそも今のクリーンセンターが閉まることも知らない人が多いと思います。多いです、実際問題。だからそういった中でこの計画を先に決めてしまう、で、その後、住民から反対があっても、「議会が決めたことです」ということにならないですか。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員、ちょっと質問の意図が私に理解ができなくて、議会が決めていいのかという質問のように受けるんですけれども、今議会が、私たちこれを決めるために審議をしているんですが、それを答弁をさすということですか。二家本委員。

委員（二家本英生議員）

だからその議員の中でも、この計画、今後どうなっていくかというのをまだはっきり示

されてないところもあります。もっと住民も多分知らないことが多いと思います。その知らない中でこの計画をどんどん進めていくというのは、いかがなものかなと思います。あらかじめ住民にも「こういうことができます」というのを知らせておいて、そこから当然議員は各住民の皆さんから「こういうのができる」というのを聞いて、それで初めて議員の判断ができると思うんです。今、そういう判断材料が乏しい中で議会、議員の12名だけで本当に決めてもいいものなんですか、これ。

町長（杉原健士町長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

いや、議員、知らんってそれは、そういう話はどないもなりません。内容を知ってるさかい、おたくら反対してるんでしょ。皆さん、内容、分かってるからここで議案にかけてやることでありますね。その反対内容、反対内容と言うけど、賛成は賛成で我々の耳にも入ってきてますし、二家本委員の言うてるのは何か反対の話があったりしますけど、賛成の話は前へ進めようやと、忠岡町は前へ進めていこうやと、住民サービスが向上するんやったら前へ進めろやと。無駄なお金要らへんやたらいいやないかっていうのもあるんで。

何かお話を聞いてたら、何か反対で、知らん人ばかりって言うてますけども、このエネルギーセンターに関しましては皆さんご理解してる所はご理解してます。我々を支持してくれてる方はご理解していただけてますし、他方におきましてもしっかりと議会の方々も前へ推進してます。相生市、また熊本県においては県を挙げてこういう公民連携が前へ進んでるのに、忠岡町だけです。こういうふうな反対、シュプレヒコールが起こってるのは。

我々は、何を隠そう、このままの議案を上程させていただいてますので、何も隠すことも何もしておりません。ちゃんと説明しながら前へ進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

それだったらあらかじめもうちょっと情報は出していただきたいと思います。広報の中でも産業廃棄物のサの字も出てないですよね。だから、これで住民がどうやってその施設が産業廃棄物の処理場、焼却炉ができるということを知るんですか。だから、そういつ

た基本的な情報提供ができてないのに、今こういうのを進めていくのはどうかと思って言ってるんです。それは、情報提供のときには町長の支持者には理解していただいている、その情報の提供はアンフェアじゃないんですか。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

それは言ってるように、住民説明会でもしっかりと説明させていただきましたし、説明してますので、地域の方々はその内容に沿ってしっかりと内容は分かっていますので、その出席者が来てないは別といたしまして、しっかりと分かっている方は内容は把握していただいていますので、ああ、いい話やなという形でしっかりと内容は分かってくれているものをご理解しております。

委員長（松井匡仁議員）

すみません。委員の皆さん、理事者の皆さん、本日は条例の内容についての審議であります。協定を結ぶ審議といいますのは、この後、18日にもう一度総務事業常任委員会を行いまして、20日の日に採決が行われますので、本日はこの条例の内容、これにつきましての質問、答弁でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

二家本委員が先ほどから質問してますけど、そもそもなぜこの議決案件にした理由ですね。それ、先ほどここに資料を頂いていることを読んでいただきました。しかし、このこと、この内容で私たちが理解できるのかというところで、なぜこの議決案件にしたのかというその理由ですね。そこがはっきり分からない。そこをちょっとお答えしていただきたいというふうに思います。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

二家本委員の質問でもお答えさせていただきましたけれども、本件はそもそも地方自治法第96条の第1項に載っている議決すべき事項ではありません。基本協定というものです。それが9月の議員説明会の中で、そうした議決を経ることによってこの協定の内容の実効性であったりとか、また透明性であったりとかいうところをしていったらどうか

というご意見を頂いて、上げさせていただいたという経過がございます。理由としてはそのようなこととなりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

特別委員会の中でやはり時期尚早ということで、私たちいろんな住民から声、聞いているわけですよ。その中で、小島委員が「議会の中だけで決めてええのか」というお叱り受けているから、もう一度議会の中で決める機会はないのかという質問がありました。そういった流れがありましたよね。

そこで、結局タイムリミットは9月議会だという最初のご説明であったけども、時期を延ばしたというところで、時期を延ばしたところで4か月ほど延びたわけなんですけど、その間に住民に私たちいろいろ説明に回ったのかとか、そういったことがあるんですよ。ですから、これはなぜ議会案件にしたのかということは、一部の議員から提案があったと。それは何かやっぱり忠岡町としてもこれをするによってメリットがあると、そういったことを私は思うんですけど、そこはいかがですか。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

議会でご指摘を受けたからというのがきっかけではございますけども、やはりこうした議決を得て議会の議員の皆様のご判断を仰ぐということも、これは大変有意義なことだなと感じたところも正直ございます。

それと、やはり議会を経ることによってこの基本協定というものが一定、この町内部で一定認められたものという位置づけもございますので、そうしたところも踏まえて今回、こうした議案の提出をさせていただいたということでございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

確認なんですけど、この条例ですね。この条例を制定して、後々、基本協定ですから、今の段階では、実施協定やら中継施設、いろいろな建設、そういったことでいろんな、こ

れから出てくると思うんですね。その中で一つ一つは、確認ですけど、議決の対象にはならないと。先ほど本会議のほうでも言っていたらっしゃいましたが、もうこれ一本で後々の実施協定や中継施設、そういったところで事が起きたとしても、そこはもう議決をしない。これ一本で、もうあと全てなされると、そういったことになるのではないですか。そこはいかがですか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

先ほどの本会議でもご説明あったとおりなんですけども、この次に行われます基本協定的なもの、協定の議決をいただきましたら、その後に中継施設の実施協定、本施設の実施協定という運びになっております。こちらについての議会の議決というのは求めるものではございません。ただし、こういうふうの中継施設実施協定、本施設実施協定を結んでいく過程において、このような内容的なもの、住民のご意見とかというようなことについては開示させていただきまして、また議会へも報告させていただきます。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ですので、今回のこの条例の制定ですね、これはもう今後全て、もう含まれているという理解でよろしいですね。もう議決とらないんですから。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

こちらのほうの議会のこの表題にも書いていますとおり、こちらのほうの協定のみの条例制定、それと協定の締結という運びになります。

以上でございます。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

さきに戻りますけど、9月の委員会で一部の議員からのお声もあって、それも影響したということでありました。ただ、その4か月延びたからといって、先ほども言いましたけれども、議会もですし、住民もこの4か月の間にこれが理解というか分かったのかと、内容が分かってきたのかということころは、それはそうではないというふうに思うんです。です。この4か月延ばしたことで、やはり議員が、もともと賛成だった議員がさらに賛成しやすくなったと、そういったふうに思います。で、私たちは先ほど言いましたようにこの議決案件をしてくれということは全く言うておりませんし、時期尚早であるというふうに思うんです。

ですから、これ、忠岡町にどういったメリットがあるかということ、これを可決することによって議員からも、オーケーですけど、担保ですね。担保という言葉は使っていらっしやいました。今おっしゃいませんでしたけど、特別委員会の中では担保が取れると、そういったことをおっしゃってましたね。そうですね。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません、担保と言うたかどうか、今ちょっと記憶はしてないんですが、ただ、この基本協定の議決を得ることによって確固たるものにはなるというふうには考えております。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

言っておられます。議事録、見てください。

それで、ですから私は今日も資料を、4日後ですか、協定を結ぶその資料も何も見てないし、もうこれを可決して賛成したら全部白紙委任になっちゃうわけですよ。そんなことでいいのかということです。

で、もう一つ、この条例制定の背景のところ、
「協定を変更するということについて」って書いてあるんですけど、そしたら、もしですよ、この産廃施設、私たちは産廃施設と言ってますけど、これが誘致されたとして、そこから住民運動が起きて、「やめてくれ」というような声があつて、議会にもかけられるということになると、この協定を変更

するということはどうなんですか。この条例を制定したら、そういった声があったときにどういった議会の流れになるんでしょうか、この協定を変更するという形。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そもそも、今回協定を締結しましたら、内容の変更というのは考えてございません。ただ、協定である以上、内容に文言の修正が生じたりした場合には、その変更をするための手続も記しておかなければならないということもございまして、変更ということで申し上げているだけでありまして、当然ながら今回この議決事件にこの基本協定の締結で、その変更に至りましても変更があった場合は、当然ながら議会の議決が必要になってくるというだけのこととございまして、基本的に中身を変える予定はございません。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

ですので、その文言を変えるとかと、そういった細かいことじゃなくて、例えば住民運動が起きて、例えばですよ、住民投票してくれとかそういった意見が出たということになると、この条例があるがために、ありますので、またそれはそれで議会の中でかけると。そうしましたら、その声に反対の議員が多かったら条例は、条例の変更はしないということで、その住民がそういった運動が起きても、この条例をつくることによって縛りができてしまうというふうに思うんです。ですので、この条例、中身が分からない、そしてもう4日後には議決する追加議案があるわけですね。そういったことで、私たち、このこういった中身も分からないところで白紙委任というところですね。そこでこの条例を定めるということにはきっぱりと反対をします。

委員長（松井匡仁議員）

答弁はよろしいですか。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

先ほどの河野委員の続きですけれども、協定を変更することということで内容の変更をするときには議決案件になるということなんですけれども、これ、仮に廃止する場合、廃止する場合というのは、こういう議決を取ったりするんでしょうか。それもこれに含まれるんでしょうか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません。廃止はそもそも考えてございません。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

どれだけ住民の反対があったとしても考えていないということによろしいですか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

これ、タイトルは協定ですけれども、実質的には契約になりますので、契約というのはお互いその中身を確認し合って記していくものということでございますので、一方的にこちらの都合で中身を変更する、やめるということはないのかなと、一般的には思います。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

そしたら住民の、仮に住民の100%が反対したとしてもこの契約は続いていくということによろしいんですか。

住民部（谷野栄二部長）

すみません。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

そうした事案はあり得ないと思うんですけれども、仮に反対運動が何割かあったとしても、これは先ほど言いましたとおり双方の約束事ですから、それはこの協定に基づいて履行されていくものというふうに思っております。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

1回決めて契約してしまえば、もうどうしようもならないということですよ。やっぱりこれはやっぱり今の段階で決めるべきことではなくて、もうちょっとした住民の議論とか必要じゃないんですかね。やっぱりこの段階で解約、廃止できない、そんなことはなかなか、それを今決めて40年間この契約に縛られるというのはちょっと時期尚早過ぎると思います。もうちょっときちんと手順を踏んでやっていただきたいと思います。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

今、二家本委員、河野委員の質疑、質問を聞かしていただきまして、確認です。この条例を議決することによって、私は、この後に出てくる基本協定書、今部長がたしかおっしゃいました契約という、そういう名のもとのものの議決にかかってきて、それが否決されれば事業は前に進めないということで理解でいいのでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員のおっしゃるとおりでございます。今回次の、こちらのほうの条例、定めている協定書ですね。また、例えば否決されましたら、今のところそれでは協定は前に進めないということになりますので、事業としては前に進めないというような状態になりますね。

以上でございます。

委員（北村 孝議員）

結構です。ありがとうございました。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

さっきの谷野部長の答弁で、協定を結んだらもうそれをやめることはできないということではありますが、協定というのは相手同士、2つあるわけですけど、どちらかがやめるといふふうになると、それはできる話であるというふうに思います。ですから、もう協定を結んだら、もう話をなくすことはできないと、それは違うというふうに思います。

それで、やっぱり住民の方が全くこれを、知ってる方もいらっしゃいますよ。でも、ほとんどの方があのクリーンセンターの跡地に産業廃棄物の焼却施設が建つということをご存じないんですよ。私たちもたいがい宣伝もしてますけど。

で、やっぱりこの広報、一番住民の皆さんが見るのは広報です。ですが、12月の広報でもこんな小さいところで、あとはこのQRアクセスというところで、これ、QRアクセスでしたらなかなか高齢者の方も見れないし、私も最近これができるようになりましたけどね。知らない方もいらっしゃる。

もっとね。1月にもなかった。もっと大々的にですね、別ページ建てですよ。別ページ建てでこの産業廃棄物の公民連携という言葉ですが、その1冊だけをつくって住民の方に広くお知らせする、それが大事だというふうに思うんです。

ですので、先ほどからも言ってますけど、住民もですけど、議会の中でもこれ本当に全て理解、資料もないですから、今まで聞いても、相手のあることなので決まってないから分からないと、そういった答弁がほとんどでしたので、中身が分からない。しかし、この条例を通すことによって、次はもうずっと流れていくわけですよ。ですから白紙委任になるというふうに言っています。いかがですか。

委員長（松井匡仁議員）

すみません、ちょっとお待ちください。答弁はございませんか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

今回、議案1というものは、こちらのほうの次に上程を予定しております基本協定ですね。こちらのほうを審議していただくための条例制定でございまして、今後この議案2のほうでどういう審議をされるかというのは、議会のほうできっちりご質問があれば答えていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますか。

和田委員。

委員（和田善臣議員）

先ほどから二家本議員と河野議員、おっしゃってるのは、このいわゆる協定の締結に踏み込んでますよね。今日のはこの条例の制定だけですので、ちょっとこのここへ踏み込むのはいかがなものかと思えます。

それと、まあそれを除いたら、二家本議員言われてるのは、主に住民との合意形成ができていない、そういうことですよ。いわゆる周知されていない。そういうところで、どんどん進めていくんかという疑問をおっしゃってました。これについて、私は説明会、10か所で既にしましたよね。

それとあと、インターネットとか通じて、あるいはホームページか、その辺で知らせると。他に住民と合意形成する方法は考えてませんか。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

合意形成という点に関しては、考えてないところであります。ただ、今からですね、これまでもいろいろ説明してまいりましたが、例えば今、廃棄物減量等推進審議会、今年ですね、本町の基本計画を改定しております。そうしたときに必要な情報提供を行っていったりですね。それでまた、事業が進んでまいりますと、環境アセスメント、また都市計画、建築行為、それぞれにおいて住民の皆様へ情報を提供してご意見を賜る場面というのが、その場面場面で出てまいります。そうしたときにもしつかり内容を説明しながら、またご意見を頂きながらクリアしていく、こうした流れがございますので、全く白紙委任でこのまま完成まで突っ走るといったことではないんですね。そうした手順を踏んでやってまいりますので、そこのところはどうぞ我々の動きをまた注視していただきたいと思いますというふうに思います。

委員（和田善臣議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

和田委員。

委員（和田善臣議員）

ただいまの説明で、この事業を実施していく各取組の段階ですね。それにおいて説明していくということですね。それはそれで結構だと思います。あくまでも今日のこの条例制定については、この事業が議会の議決すべき事件として定めること、これがいわゆるこの条例のあれなので、この中に踏み込んでいくというのはちょっとバツにしていきたい、このように思います。

委員長（松井匡仁議員）

委員、承知しております。その辺に努めていきたいと思えます。

他に、ご質疑ございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

中身に踏み込むことはバツって和田委員おっしゃいましたけど、中身に別に踏み込んでるわけではなくて、この、先ほども言いましたよ。これね、これに付随して4日目に基本協定の議決があるわけですね。しかし、それはもう1回こっきりで、次もう、実施協定や中継施設を建てる時はもう議決しないんでしょう。しないってさっきおっしゃってました。

ですから、この条例は決めることによって、もうあとスムーズに、議決しないんですもの。基本協定ってざっくりしたものですわ。その中から実施協定やったら細かいところに入って行くわけでしょう。でも、もう議決しないんですよ。ですから、この条例の制定の議決というのは白紙委任になると。中身、分からないんですもの。あとあともう議決、4日後にはありますよ。だけど、実施協定とかそういうところはもう議決しないんです。それを私らがこれで承認するということになるというところを言ってるんです。いかがですか。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員、すみません、答弁を求められますか。すみません、質問の。いけますか。

住民部（谷野栄二部長）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

谷野部長。

住民部（谷野栄二部長）

すみません、白紙委任ということと言いますと、先ほどの答弁と同じことになってしまいます。本件はそもそも本町のごみ処理行政、ごみ処理の事業が単独でやってきて、多大な費用負担が生じてきていた。そして、その焼却施設の老朽化も進んできて、契約もあと、今から言うとあと2年ですね。1年半ほどであるといったことで、その先のごみ処理方式をどのようにしていくかというところからスタートしたわけでございます。

ある日突然、民間事業者に丸投げしようとかそういったことを、何か聞いておられますと聞こえてくるんですが、そうではなくて、本町にとってよりよいごみ処理方式はどうなのかというところを研究してきた結果、そしてそれを周知しながらきた結果、本日に至って

いるわけでございまして、今後はその協定に基づいてごみ処理事業を進めていくということでございますので、そこのところをご理解いただきたいと思います。

委員（河野隆子議員）

分かりました。委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

あれですね。11か所、集会所で集めて住民説明会もされました。その題名というのが、今後のごみ処理方針とごみの減量化ですか、そういったことで呼びかけていますので、全くごみの減量化の話もありませんでしたし、そこで帰っていく住民が、こんな題名やから何か中身が全然違うし、人も寄れへんわなど、そういった意見もありました。そして、やはり1回こっきりで、議員の私でもなかなか中身がまだ理解できてないところで、住民の声は全く得てないと。説明は回られました。回ったけれども、それは説明で、一方的な説明であって、住民の方がどういうふうにか考えるか。まだまだそれも、さっき二家本委員も言いましたけど、時期尚早であるということはおききます。住民合意は得られてない。そこでこうやってこの条例を可決してよいのか、そこで私は反対の立場からそういった意見を言うておきます。

委員長（松井匡仁議員）

他に、ご質疑ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

すみません、ないようです。

私から1つ質問をさせていただきたいと思いますので、議事進行を副委員長に交代させていただきます。

（進行を今奈良副委員長と交代）

副委員長（今奈良幸子議員）

それでは、進行を交代させていただきます。

松井委員長、質疑をお願いいたします。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。質問は、本条例を制定しまして、その後、連携協定を結んだとしまして、その後、連携協定は解除できるのでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

この条例制定は（仮称）地域エネルギーセンター等整備運営事業、公民連携協定の締結または協定を変更することについて議会の議決すべき事件とするための条例でございます。可決後、（仮称）地域エネルギーセンター等整備運営事業、公民連携協定の締結についての議案を今後上程いたします。この議案中に今回の議案、協定を付しています協定第10条に有効期間を記載していますが、協定期間中に廃止や停止などの協定の中身を変更するとなれば条例の適用を受けるものとなり、議会の議決が必要になると考えております。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

副委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

松井委員長。

委員長（松井匡仁議員）

すみません、解除という1点につきましてはいかがでしょうか。解除することは可能なのでしょうか。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

副委員長。

副委員長（今奈良幸子議員）

新城次長。

住民部（新城正俊次長兼生活環境課長）

今、松井委員のほうから、解除のほうはどうなのかということなんですけど、双方が合意して解除ということになれば協定は解除になると考えております。

以上でございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。以上です。

副委員長（今奈良幸子議員）

それでは、松井委員長の質疑が終わりましたので、進行を松井委員長に交代いたします。

（松井委員長、進行に戻る）

委員長（松井匡仁議員）

すみません、進行を交代させていただきました。

再度、他に、ご質疑ございますでしょうか。

（なし）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。討論はございますでしょうか。

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

討論をするのに時間を頂きたいんですけども。

委員長（松井匡仁議員）

今、二家本委員のほうから休憩をしたいと申し出がございましたが、委員の皆様、休憩、よろしゅうございますでしょうか。

二家本委員、では何分ほど。

委員（二家本英生議員）

30分。

委員長（松井匡仁議員）

30分となりますと再開が午後となってしまいますが、委員の皆様、よろしゅうございますでしょうか。

すみません。一応予定といたしましては午後1時より本会議の再開を目指しておりますが、30分必要でございましたら結構だと思いますので。

委員（二家本英生議員）

ありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

委員の皆様、すみません、よろしく願いいたします。

では、1時再開になりますね。よろしゅうございますか。そういうことでよろしいですかね。

では休憩を挟みまして、1時再開の委員会で、よろしく願い申し上げます。

（「午前11時32分」休憩）

委員長（松井匡仁議員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

（「午後0時59分」再開）

委員長（松井匡仁議員）

続きまして、討論を行います。

まず、反対討論はございますでしょうか。

委員（河野隆子議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

河野委員。

委員（河野隆子議員）

この条例案に対して反対の立場から意見を言います。

そもそも忠岡町は、なぜ議決する必要のないこの協定書を必要にしたのか。それは議会の同意をしてほしいからということでもあります。

忠岡町が今回、議決案件として上げてきたのは、議会からのお墨付きを得る、担保を取るということで、これが可決されましたら議会はもう認めてますよということにほかなりません。

そもそも昨年9月議会の関連予算、議決する際に、一部の議員から、住民から「議会だけで決めていいのか」ということで議決する機会はないのかと意見があり、先延ばししたという経緯がありました。このことについて私たち日本共産党は、合意はしておりません。

4か月延びたわけですが、延びたからといってこの事業内容、中身ですね、これが住民に理解を得たというか、十分な説明ができたのか、住民合意ができたのか、その点については私たちはできていないというふうに思います。

今回の議決案件で、たった4か月先送りしたということで、当初はそれだけの間、住民の声が聞けるではないかという意見もございましたが、やはり中身は全く住民に対しては十分な説明はできていないというふうに思います。より賛成しやすい、賛成をもともと考えていらっしゃる議員が賛成しやすい状況をつくったということしか言えませんかと思います。

産業廃棄物、施設誘致ですね。これは住民にとって環境や健康にとってどんな影響を及ぼすかというのは分かりませんし、不安な材料はまだたくさんあります。そして広報ただおかでも別刷りにしてお知らせするべきではなかったということは言わせていただきました。

住民にも議会にもまだまだ熟議がされていないことは言えます。このような中でこの条例案が可決されましたら、4日後には産廃施設の業者との基本協定を議決することになります。よって私たちは時期尚早であるというふうに思っています。

基本協定のみ議決だけで、具体的な今後の実施協定は議決案件にしないという重大な問題も分かりました。なぜ基本協定だけなのかというところです。実質、それでは白紙委任ではないかというふうに思いますので、私たち日本共産党はこの条例案には反対をいたします。

委員長（松井匡仁議員）

次に、賛成討論はございますでしょうか。

委員（北村 孝議員）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

今回の条例制定についてであります。条例制定による影響というところで、住民の視点に立った透明性の高い事業の推進に資することが期待されるということをもって私ども評価をいたしまして、この条例案に賛成をいたします。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

他に、ございますでしょうか。

委員（二家本英生議員）

委員長。

委員長（松井匡仁議員）

二家本委員。

委員（二家本英生議員）

反対の立場で討論いたします。

前半については先ほど河野委員が述べたとおりですが、住民の視点に立った透明性の高い事業というのであれば、もっと住民にまずはどういうことを行っているかというのを住民に知らせるべきであります。その中で、またこの議案が議決されたあと4日後には公民連携協定書の締結の議決がされます。事業者からの提案内容に基づいた議会での議論がわずか4日間と短く、慎重で十分な議論はできないので、この条例案には反対いたします。

以上です。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

（な し）

委員長（松井匡仁議員）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

続いて、起立により採決を行います。議案第1号について原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（松井匡仁議員）

起立多数。よって議案第1号は、原案のとおり可決されました。

委員長（松井匡仁議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案1件について議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果につきましては、この後行われる本会議におきまして委員会委員長報告を行います。委員の皆様、ご協力、よろしくお願い申し上げます。

委員長（松井匡仁議員）

以上で総務事業常任委員会を閉じます。

閉会に当たり、杉原町長よりご挨拶を頂きます。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（松井匡仁議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

十分にご議論いただきまして、ありがとうございます。そしてまた賛成多数でご議決いただきまして、誠にありがとうございます。

当然私たち、しっかりと住民説明もしてまいりますし、今後、将来、未来と不安を残さない住民本位の町政に反映していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくご理解のほどお願いいたします。

本日は誠にありがとうございます。

委員長（松井匡仁議員）

ありがとうございました。

以上で総務事業常任委員会を閉じます。

委員の皆さん、本日は大変ご苦勞さまでございました。

（「午後1時07分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和5年1月16日

総務事業常任委員会委員長 松 井 匡 仁

総務事業常任委員会委員 今奈良 幸 子